市内中小企業者の皆様

三原市（商工振興課）

従業員の奨学金返済支援を行う企業をサポートします！

三原市では、広島県の実施する「Go！ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金」を活用する中小企業者等に対し、県から受ける補助金の2分の1を追加で補助します。

主な条件（三原市）

- □**県補助金の交付決定を受けていること**
- □中小企業等であること
- □市内に本店を有すること（個人事業の場合は市内に住所と事業所を有すること）

［県補助金］ Go！ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金とは？

＜概要（抜粋）＞

・従業員の奨学金等の返済を支援する社内制度があること
・働き方改革に取り組み、その取組を定着させているもののうち、県の定める一定条件を満たす県内中小企業等

・**奨学金返済支援として支払った手当等の2/3以内または3/4以内**の補助金を、**最長３年度分**受けることができます。
・上限額なし（※補助対象経費は当初の計画の返済月額、年額の範囲内）

＜県補助金に関するお問い合わせ＞

広島県商工労働局　雇用労働政策課　雇用労働企画グループ
TEL：082-513-3424　FAX:082-222-5521
Email：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

補助金の額（三原市）

□**県補助金の額の２分の１**

（例）
・県補助率2/3の場合
・奨学金返済支援として手当2万円/月
・対象者5名分の申請

4/1		3/31	5月頃	6月頃	7月頃
県補助金 申請⇒採択	会社　奨学金返済手当支給 手当2万円/人 ×12ヶ月＝年額24万/人 ⇒24万円×5名＝120万円 （補助対象経費）	県補助金 実績報告	（県）確定・交付 補助対象経費120万 ×（県）補助率2/3 ＝80万 （県補助金）	市補助金 申請	（市）確定・交付 県補助金80万 ×（市）補助率1/2 ＝40万※ （市補助金） ※市補助金は、補助対象経費の総額から県補助金やその他給付等の額を差し引いた額を超えない範囲とします。

このサイクルを最長３年度分

お問い合わせ

三原市役所　商工振興課　企業誘致係（三原市港町丁三目5番1号 3階）
TEL：0848-67-6013　Email：shoko@city.mihara.hiroshima.jp